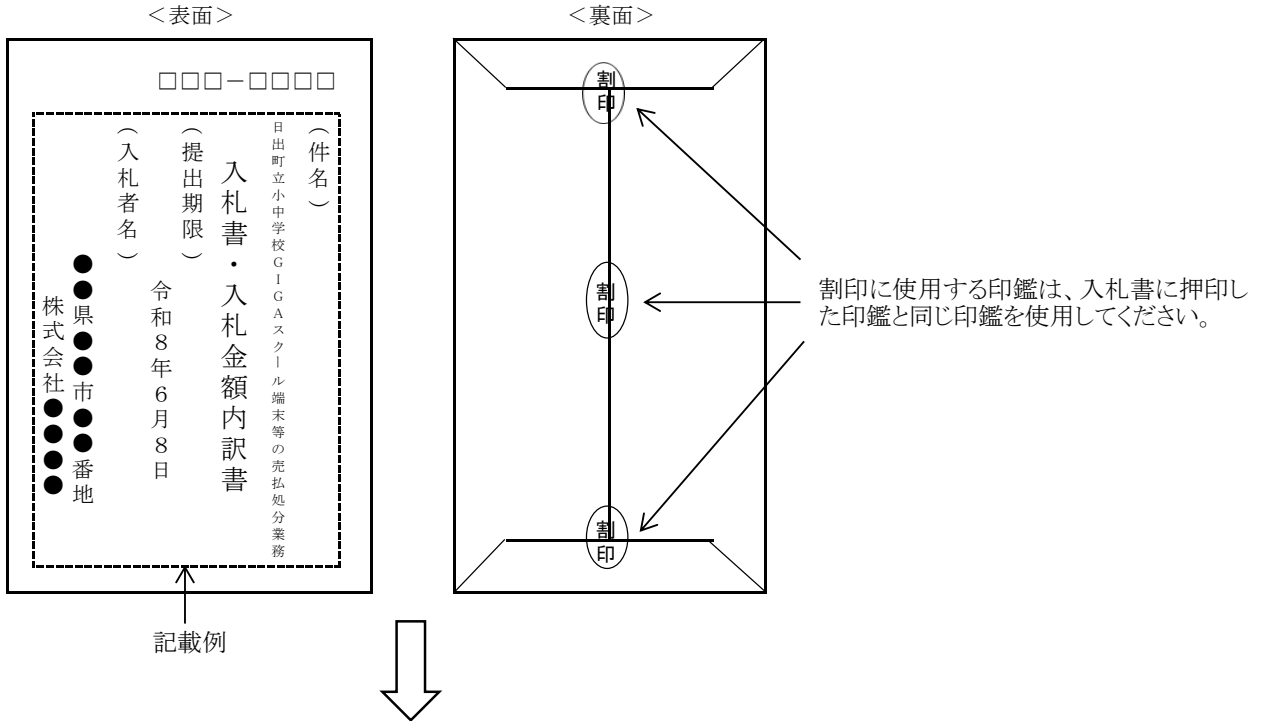


郵便入札に関する説明書

【入札書等を郵送する方法】

- (1) 入札書等を郵送する方法は、書留郵便(一般書留又は簡易書留)によるものとする。
- (2) 封書は二重封筒を原則とし、封緘封印のうえ、財政課契約検査係宛に提出すること。
- (3) 封筒には、「入札書」「入札金額内訳書」を各1部封入すること。
- (4) 入札書等が提出期限までに到達しないものは、無効とする。
- (5) 提出された入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

入札用の内封筒 ※長形3号 (120×235mm)



郵送用の外封筒 ※角形2号 (240×332mm)

